

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所

大阪市北区中之島 1-3-20
電 話 大 阪 6208-7444
購読料(送料とも)月 1,250円

目 次

規 則

- 教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 教育委員会所管の学校のエducational職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 8

告 示

- 放置自動車の処理 8
- 同 8
- 同 9
- 同 9
- 落札者等の公示 9
- 開発行為に関する工事の完了 11
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 11
- 同法に基づく指定医療機関の廃止 11
- 同法に基づく指定医療機関の休止 12
- 同法に基づく指定医療機関の変更 12
- 同法に基づく施術者の指定 12
- 同法に基づく指定施術者の廃止 13
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 13
- 同法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 13
- 同法に基づく指定介護予防支援事業者の指定 13
- 天王寺公園及び天王寺動物園の臨時開園 14
- 長居植物園の供用日の変更の承認 14
- 城北菖蒲園の開園期間及び開園時間の変更 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 15
- 同 15
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定 16
- 道路の位置指定 16
- 府道の区域変更 16
- 市道の区域変更 17
- 道路法違反物件の除却 17
- 放置自動車の処理 17
- 道路法違反物件の除却 18
- 大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の変更に係る図書の縦覧 18
- 阪神間都市計画事業荒牧第2土地区画整理事業における換地処分通知の送付に代わる通知内容が掲示されている旨の公告 18
- 一般競争入札の執行（大阪市立市岡商業高等学校情報教育用コンピュータ機器の借入れ） 19
- 落札者等の公示 20
- 大阪市水道局の執務時間の変更 20
- 落札者等の公示 20
- 大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更 20
- 指定給水装置工事事業者の指定 20

- 大阪市立島之内図書館ほか2館の臨時休館 21
- 大阪市立科学館の臨時休館 21

公 告

- 衛生検査所の廃止 21
- 一般競争入札の執行（中古自家用小型乗用車ほかの売払い） 21
- 同（中古乗用自動車ほかの売払い） 22
- 放置自動車の処理 23
- 一般競争入札の執行（中古自家用乗合自動車の売払い） 23
- 同（中古自家用小型乗用車の売払い） 24
- 職員（大学卒程度消防吏員A）採用試験 24
- 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等 27

達

- 大阪市財産運用委員会規程の一部改正 27
- 公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程 27

市会議長決定

- 大阪市区情報公開条例施行規程の一部改正 29

公布された規則のあらまし

◇教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 教員の退職手当の算定方法を改めることにしました。
- 2 必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することにしました。

（平成18年大阪市教育局規則第25号 教育委員会事務局教務部給与課）

◇教育委員会所管の学校のエducational職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 退職手当の算定における育児休業の期間の取扱いを改めることにしました。
- 2 必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することにしました。

（平成18年大阪市教育局規則第26号 教育委員会事務局教務部給与課）

公布された規程（市会議長決定）のあらまし

◇大阪市区情報公開条例施行規程の一部改正

- 1 公文書の公開請求窓口（連絡先）を改めることにしました。
 - 2 この規程は、平成18年5月1日から施行することにしました。
- （市会事務局庶務課）

規 則

教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成18年 4 月26日

大阪市教育委員会
委員長 加 茂 紀 夫

大阪市教育委員会規則第25号

教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

教員の退職手当に関する規則（昭和43年大阪市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「から第5条まで」を「及び第6条の5」に、「及び」を「並びに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年以下」を「16年以上20年以下」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

- （4） 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- （5） 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- （6） 31年以上35年以下の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年以下」を「11年以上15年以下」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）、20年」を「11年」に、「及び定数の減少若しくは組織の改廃（次条第1項に規定する定数の減少又は組織の改廃を除く。）又は勤務公署の移転に伴い」を「又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで」に、「に対する退職手当の額」を「（定数の減少若しくは組織の改廃（法令による定数の減少及び組織の改廃並びに予算の基礎とされる定数の減少を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額」に、「月額」を「月額（以下「退職日給料月額」という。）」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項中第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、

同条第1項中「又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者」を「若しくは組織の改廃若しくは予算の基礎とされる定数の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者」に、「公務上の傷病又は死亡により退職した者及び予算の基礎とされる定数の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者」を「又は25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者（定数の減少若しくは組織の改廃（法令による定数の減少及び組織の改廃並びに予算の基礎とされる定数の減少を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者に限る。）」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「退職の日におけるその者の給料の月額」を「退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年以下」を「26年以上34年以下」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条中第3項及び第4項を削る。

第5条の3を第5条の4とする。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃（法令による定数の減少及び組織の改廃並びに予算の基礎とされる定数の減少を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者を除く。）」に、「同項の適用」を「第5条第1項及び前条第1項の適用」に、「同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額及び当該給料の月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年について100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の2を第5条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする規則が制定された場合において、当該規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第7条の2第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する教員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に教員、第7条第5項に規定する教員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 教員としての引き続きいた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により教員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた教員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間
- (3) 第7条の2第1項に規定する再び教員となつた者の同項に規定する一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
- (4) 第7条の2第2項に規定する場合における一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
- (5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして教育長が定める在職期間

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額が教員の退職の日における給料の月額」を「退職手当の基本額が、退職日給料月額」に、「退職手当の額とする」を「退職手当の基本額とする」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
第6条の2第1号	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(次項に定める月を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当

該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 45,850円
- (2) 第2号区分 41,700円
- (3) 第3号区分 33,350円
- (4) 第4号区分 25,000円
- (5) 第5号区分 20,850円
- (6) 第6号区分 16,700円
- (7) 第7号区分 0円

2 前項に規定するその者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月から除く月は、地方公務員法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条第1項の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月を除く。) 当該休職月等
- (2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあつた休職月等 退職した者が属していた第1項各号に掲げる教員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職した者が属していた教員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における第1項、第2項及び次項の規定の適用については、その者は、教育長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める教員として在職していたものとみなす。

- (1) 教員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該教員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教員又は当該特定基礎在職期間に連続する教員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教員

- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する教員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教員(当該従事していた職務が教育長が定めるものであつたときは、教育長の定める職務に従事する教員)

4 第1項各号に掲げる教員の区分は、退職した教員は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イの表又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に応じ、これらの表の左欄に掲げる教員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該教員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教員の区分のみに属していたものとする。

5 第1項の調整月額の順位は、その額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

6 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる教員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる教員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

第7条第3項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「地方公務員法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条第1項の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)」を「休職月等」に改め、同条第5項中「退職手当に関する規定」を「退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)」に改め、同条第6項中「退職手当に関する規定」を「退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準」に、「在職期間が」を「在職期間を」に、「通

算されることに定められている地方公共団体」を「通算することと定めている地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人」に改め、同条第 8 項中「前 7 項」を「前各項」に、「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第 9 項中「第 5 条第 3 項」を「前条」に、「規定による」を「規定により」に改め、同条第 10 項中「規定による」を「規定により」に、「前 9 項」を「前各項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(一般地方独立行政法人等から復帰した教員等に対する退職手当に係る特例)

第 7 条の 2 教員のうち、教育委員会の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）の役員又は職員（以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び教員となつた者の前条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の教員としての在職期間の始期から後の教員としての在職期間の終期までの期間は、教員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 一般地方独立行政法人等職員が、当該一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて教員となるため退職し、かつ、引き続いて教員となつた場合におけるその者の前条第 1 項に規定する教員としての引き続きいた在職期間には、その者の一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前 2 項の場合における一般地方独立行政法人等職員としての在職期間の計算については、前条（第 5 項及び第 6 項を除く。）の規定を準用する。

4 教員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は第 2 項の規定に該当する教員が退職し、かつ、引き続いて一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、教育長が定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

5 一般地方独立行政法人等職員が退職によりこの規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した一般地方独立行政法人等の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料の月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数（1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

6 一般地方独立行政法人等職員が教員となつた場合における前 5 項の規定の適用は、教員が引き続いて一般地方独立行政法人等職員となつた場合において、当該一般地方独立行政法人等職員が属する一般地方独立行政法人等の退職手当の支給の基準において、教員としての在職期間を当該一般地方独立行政法人等職員としての在職期間に通算することと定めている一般地方独立行政法人等から引き続き教員となつた場合に限るものとする。

第 8 条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 の規定により計算した退職手当の基本額が 0 円である者並びに第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた者
第 12 条第 3 項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第 12 条の 3 第 1 項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項及び第 5 項中「在職期間中」を「基礎在職期間中」に改める。

第 12 条の 3 第 1 項中「在職期間中」を「基礎在職期間中」に改める。

第 13 条中「場合であつて」を「場合において」に、「規定」を「規定又は退職手当の支給の基準」に改める。

附則第 14 項中「第 3 条から第 5 条の 2 までの規定による退職手当の額は、第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条」を「退職手当の基本額は、第 2 条の 2 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで」に改め、同項第 1 号中「第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条、附則第 24 項」を「第 2 条の 2 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 5 まで、附則第 25 項」に、「当該退職手当の額」を「当該退職手当の基本額」に改め、同項第 2 号中「当該退職手当の額」を「当該退職手当の基本額」に改める。

附則第 19 項中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第 30 項を附則第 31 項とし、附則第 29 項を附則第 30 項とし、附則第 28 項を附則第 29 項とする。

附則第 27 項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「附則第 25 項」を「附則第 26 項」に改め、同項を附則第 28 項とする。

附則第 26 項中「第 4 条」を「第 3 条第 1 項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項を附則第 27 項とする。

附則第 25 項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第 5 条の 2」を「第 5 条の 3」に改め、同項を附則第 26 項とし、附則第 20 項から附則第 24 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 19 項の次に次の 1 項を加える。

20 第 6 条の 5 の規定は、前項の規定を適用する場合において準用する。

附則に次の 1 項を加える。

32 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成 18 年 3 月 31 日以前に行われた給料月額の減額改定で教育長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規則の適用を受けたことがあるときは、この規則の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 6 条の 5 に規定する給料の月額については、この限りでない。

附則中第 1 号様式の前に次の表を加える。

別表（第6条の4関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教員の区分についての表

第1号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という）の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第2号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第2号に該当するものを除く。） 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第3号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第4号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第2号に該当するものを除く。） 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第5号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの（第4号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第2号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの

第6号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの（第5号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第7号区分	第1号から第6号までのいずれの教員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成18年4月以後の基礎在職期間における教員の区分についての表

第1号区分	1 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第2号区分	1 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第2号に該当するものを除く。） 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第3号区分	1 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第4号区分	1 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第2号に該当するものを除く。） 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの

第 5 号区分	1 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であつたもののうち教育長が定めるもの又は 2 級であつたもの（第 4 号区分の項第 1 号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であつたもの（第 4 号区分の項第 2 号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの	第 2 項第 2 号から第 5 号までの規定に規定する期間が新規則第 7 条第 1 項に規定する教員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、適用日の前日が当該教員の教員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用教員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として教育長が定める額」とする。
第 6 号区分	1 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であつたもの（第 5 号区分の項第 1 号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの又は 2 級であつたもの（第 4 号区分の項第 1 号及び第 5 号区分の項第 1 号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であつたもの（第 4 号区分の項第 2 号及び第 5 号区分の項第 2 号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの	4 教員が適用日以後平成21年 3 月31日までの間に新制度適用教員として退職した場合において、その者についての新規則等退職手当額がその者が適用日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧規則第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条、附則第24項及び附則第25項から第27項まで、附則第 9 項の規定による改正前の規則第20号附則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第10項の規定による改正前の規則第24号附則第 4 項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧規則等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規則等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。 (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円） イ 新規則第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の100分の 5 に相当する額 ロ 新規則等退職手当額から旧規則等退職手当額を控除した額 (2) 適用日以後平成19年 3 月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円） イ 新規則第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額 ロ 新規則等退職手当額から旧規則等退職手当額を控除した額 (3) 平成19年 4 月 1 日以後平成21年 3 月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円） イ 新規則第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額 ロ 新規則等退職手当額から旧規則等退職手当額を控除した額
第 7 号区分	第 1 号から第 6 号までのいずれの教員の区分にも属しないこととなる者	5 附則第 3 項に規定する者が新制度適用教員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として教育長が定める額」とする。 6 新規則第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間の初日が適用日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成18年大阪市教育委員会規則第25号）附則第 2 項に規定する適用日以後の期間に限る。）」とする。 7 新規則第 6 条の 4 の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の教員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 教員が新制度適用職員（教員であつて、その者が平成18年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に退職することにより新規則の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の教員の退職手当に関する規則（以下「旧規則」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条、附則第24項及び附則第25項から第27項まで、附則第 9 項の規定による改正前の教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和48年大阪市教育委員会規則第20号。以下この項及び附則第4項において「規則第24号」という。）附則第 4 項の規定により計算した退職手当の額が、新規則第 2 条の 2 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 5 まで、附則第25項及び附則第26項から第28項まで、附則第 6 項、附則第 7 項、附則第 9 項の規定による改正後の規則第20号附則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第10項の規定による改正後の規則第24号附則第 4 項の規定により計算した退職手当の額（以下「新規則等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 教員のうち新規則第 7 条第 5 項の規定により新規則第 5 条の 2

第 1 項	その者の基礎在職期間 (	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間 (
第 2 項	在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

(委 任)

8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

(教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

9 教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和48年大阪市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第 5 条の 2」を「第 5 条の 3」に、「附則第24項」を「附則第25項」に改める。

附則第 4 項中「第 4 条（」を「第 3 条第 1 項（」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第 4 条及び附則第24項」を「第 3 条第 1 項及び附則第25項」に改める。

附則第 5 項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第 5 条、第 5 条の 2 及び附則第24項」を「第 5 条から第 5 条の 3 まで及び附則第25項」に改める。

附則第 6 項中「附則第24項」を「附則第25項」に、「第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条」を「第 2 条の 2 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 5 まで」に改める。

(教員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

10 教員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則（平成15年大阪市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「第 4 条」を「第 3 条第 1 項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に、「附則第25項」を「附則第26項」に改める。

(平18. 4 .26揭示済)

~~~~~

教育委員会所管の学校の教育職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 4 月26日

大阪市教育委員会  
委員長 加 茂 紀 夫

大阪市教育委員会規則第26号

教育委員会所管の学校の教育職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教育職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年大阪市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（以下「調整期間」という。）」を削り、「普通昇給（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第 5 条第 5 項本文又は第 7 条第 1 号の規定による昇給をいう。）」を「昇給」に、「（以下「復帰の日」という。）又は復帰の日」を「及び同日」に、「昇給の時期」を「昇給日（教育委員会所管の学校の教育職員の昇給等に関する規則（昭和56年大阪市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の昇給日をいう。）又はそのいずれかの日」に改め、同条中第 2 項及び第 3 項を削る。

第 7 条中「第 7 条第 4 項」を「第 6 条の 4 第 2 項及び第 7 条第 4

項」に、「同項」を「同規則第 6 条の 4 第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての教員の退職手当に関する規則第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

附則第2項中「及び退職手当」を削り、「例による」を「例によるものとし、当該期間に係る退職手当に関する取扱いについては、第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

(平18. 4 .26揭示済)

告 示

大阪市告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 4 月21日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月 5 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類                | 場 所             |
|-----|--------------------|-----------------|
| 1   | 普通自動車<br>(ニッサン 紺色) | 西成区出城 2 丁目 3 番先 |
| 2   | 普通自動車<br>(マツダ 白色)  | 西成区南開 1 丁目 7 番先 |

(建設局管理部路政課)

(平18. 4 .21揭示済)

~~~~~

大阪市告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 4 月25日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月 9 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (ニッサン 白色)	西成区萩之茶屋 1 丁目 2 番先
2	普通自動車 (トヨタ 白色)	西成区山王 3 丁目 6 番先
(建設局管理部路政課) (平18. 4 .25揭示済)		
~~~~~		
大阪市告示第525号の 2		
道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。		
平成18年 4 月27日		
大阪市長 關 淳 一		
次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月11日までに除却されたい。		
その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。		
種 類	場 所	
普通自動車 (ダイハツ 紺色)	西成区花園北 1 丁目 8 番先	
(建設局管理部路政課) (平18. 4 .27揭示済)		
~~~~~		
大阪市告示第553号		
道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。		
平成18年 4 月28日		
大阪市長 關 淳 一		
次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月12日までに除却されたい。		
その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。		
No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ヤマハ 水色)	西成区松 3 丁目 4 番先
2	普通自動車 (トヨタ 灰色)	西成区萩之茶屋 1 丁目 3 番先
3	普通自動車 (スバル 白色)	西成区萩之茶屋 1 丁目 3 番先
4	普通自動車 (ニッサン 青色)	西成区萩之茶屋 1 丁目 3 番先
5	普通自動車 (ホンダ 白色)	西成区萩之茶屋 1 丁目 9 番先

6	普通自動車 (外国車 紺色)	西成区萩之茶屋 1 丁目10番先
7	普通自動車 (ホンダ 金色)	西成区萩之茶屋 1 丁目11番先

(建設局管理部路政課)
(平18. 4 .28揭示済)

~~~~~

大阪市告示第556号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎ 契約担当課（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎ 契約担当課 財政局契約監理部契約課（大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 －1300号）

①消防局寝具一式 717,400床 概算借入 ②一般 ③18. 3 . 3 ④前川(株) 大阪府東大阪市御厨東 1 丁目 3 番42号 ⑤29,372,353 円 ⑥18. 1 . 6

①大阪市政だより 12,530,400部 新聞折込み広告業務（概算） ②一般 ③18. 3 .10 ④(株)大阪読売広告社 大阪市北区角田町 1 番 1 号 ⑤102,847,500円 ⑥18. 1 .13

①大阪市政だより 14,528,520部 概算印刷 ②一般 ③18. 3 .10 ④(株)高速オフセット 大阪市北区梅田 3 丁目 4 番 5 号 ⑤64,880,403円 ⑥18. 1 .13

①高分子凝集剤（中浜下水処理場外 5 ヶ所） 209,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .15 ④林六(株) 大阪市中央区久太郎町 1 丁目 5 番10号 ⑤101,385,900円 ⑥18. 1 .20

①高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター） 120,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .15 ④協和産業(株) 大阪府吹田市垂水町 3 丁目27番19号 ⑤61,614,000円 ⑥18. 1 .20

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場外 3 ヶ所） 1,466,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .14 ④井上孫(株) 大阪市西区京町堀 1 丁目 7 番 1 号 ⑤36,019,620円 ⑥18. 1 .20

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場外 3 ヶ所） 1,438,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .14 ④貴和化学薬品(株) 大阪市淀川区西中島 5 丁目13番 2 号 ⑤35,180,670円 ⑥18. 1 .20

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場外 3 ヶ所） 1,422,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .14 ④浦野(株) 大阪市中央区伏見町 2 丁目 5 番 5 号 ⑤35,087,850円 ⑥18. 1 .20

①ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場外 2 ヶ所） 1,690,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .14 ④大鳥産業(株) 大阪市中央区平野町 4 丁目 6 番 4 号 ⑤25,375,350円 ⑥18. 1 .20

①ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場外 3 ヶ所） 2,178,000kg 概算買入 ②一般 ③18. 3 .14 ④曾我(株) 大阪市中央区高麗橋 2 丁目 4 番11号 ⑤32,473,980円 ⑥18. 1 .20

①苛性ソーダ（舞洲スラッジセンター） 1,464,000kg 概算買入  
 ②一般 ③18.3.14 ④愛産商事(株) 大阪市中央区道修町2丁目  
 6番7号 ⑤22,028,076円 ⑥18.1.20

①液状水酸化マグネシウム（放出下水処理場外1ヶ所）  
 1,018,000kg 概算買入 ②一般 ③18.3.14 ④和正産業(株)  
 大阪市中央区淡路町2丁目1番10-305号 ⑤13,788,810円 ⑥  
 18.1.20

①苛性ソーダ（舞洲工場） 1,753,700kg 概算買入 ②一般  
 ③18.3.14 ④フジオックス(株) 大阪市港区弁天1丁目2番1-  
 2508号 ⑤26,884,221円 ⑥18.1.20

①苛性ソーダ（平野工場） 1,991,500kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④網干産業(株) 大阪市鶴見区諸口4丁目8番28号 ⑤  
 32,202,555円 ⑥18.1.20

①苛性ソーダ（鶴見工場） 1,247,800kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④大鳥産業(株) 大阪市中央区平野町4丁目6番4号  
 ⑤19,941,091円 ⑥18.1.20

①苛性ソーダ（住之江工場） 860,700kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④興南産業(株) 大阪市西区南堀江1丁目12番19号 ⑤  
 13,754,846円 ⑥18.1.20

①苛性ソーダ（南港工場） 938,200kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4丁目4番21号  
 ⑤14,766,798円 ⑥18.1.20

①苛性ソーダ（大正工場） 934,100kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④(株)隅谷商店 東大阪市洪川町2丁目3番14号 ⑤  
 14,712,075円 ⑥18.1.20

①苛性ソーダ（森之宮工場） 784,800kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1丁目4番23号  
 ⑤11,932,099円 ⑥18.1.20

①消石灰（西淀工場） 650,000kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④小原化工(株) 大阪市西区鞆本町1丁目4番12号 ⑤  
 14,196,000円 ⑥18.1.20

①消石灰（八尾工場） 900,000kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④小原化工(株) 大阪市西区鞆本町1丁目4番12号 ⑤  
 19,372,500円 ⑥18.1.20

①湿式排ガス洗浄装置用活性炭（森之宮工場） 40,300kg 概算  
 買入 ②一般 ③18.3.14 ④(株)日本サーモエナー 兵庫県尼崎  
 市長洲本通1丁目14番60号 ⑤25,262,055円 ⑥18.1.20

①特殊反応助剤（舞洲工場） 243,200kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④谷岡薬品工業(株) 大阪府東大阪市西堤本通東1丁目  
 7番14号 ⑤18,641,280円 ⑥18.1.20

①特殊反応助剤（西淀工場） 104,300kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.15 ④ソーダニッカ(株) 大阪市北区中之島3丁目3番3号  
 ⑤12,977,527円 ⑥18.1.20

①特殊反応助剤（八尾工場） 184,300kg 概算買入 ②一般 ③  
 18.3.14 ④稲垣薬品興業(株) 大阪市西区北堀江1丁目5番8号  
 ⑤14,320,110円 ⑥18.1.20

①尿素（西淀工場外6ヶ所） 1,211,700kg 概算買入 ②一般  
 ③18.3.14 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1丁目4番23  
 号 ⑤29,135,326円 ⑥18.1.20

①アンモニア水（西淀工場外3ヶ所） 742,500kg 概算買入  
 ②一般 ③18.3.14 ④林六(株) 大阪市中央区久太郎町1丁目5  
 番10号 ⑤26,507,250円 ⑥18.1.20

①硫酸バンド（平野工場外7ヶ所） 936,400kg 概算買入 ②  
 一般 ③18.3.14 ④(株)ヤスダケミカル 大阪市淀川区西中島5  
 丁目7番14-901号 ⑤14,388,150円 ⑥18.1.20

①塩化カルシウム（森之宮工場外3ヶ所） 680,200kg 概算買  
 入 ②一般 ③18.3.14 ④林六(株) 大阪市中央区久太郎町1丁  
 目5番10号 ⑤15,284,094円 ⑥18.1.20

①灯油（放出下水処理場） 393KL 買入 ②一般 ③18.3.9  
 ④トーヨーエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤  
 55,807円（1KL単価） ⑥18.1.20

①灯油（平野下水処理場） 560KL 買入 ②一般 ③18.3.9  
 ④トーヨーエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤  
 55,807円（1KL単価） ⑥18.1.20

①灯油（環境事業局A） 180KL 買入 ②一般 ③18.3.9 ④  
 トーヨーエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤  
 56,647円（1KL単価） ⑥18.1.20

①灯油（環境事業局B） 117KL 買入 ②一般 ③18.3.9 ④  
 (株)シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島2丁目11番30号  
 ⑤60,900円（1KL単価） ⑥18.1.20

①揮発油（環境事業局） 176.2KL 買入 ②一般 ③18.3.9  
 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西1丁目6番4号 ⑤121,380円  
 （1KL単価） ⑥18.1.20

①揮発油（消防局） 128KL 買入 ②一般 ③18.3.9 ④小  
 浦石油(株) 大阪市浪速区日本橋西1丁目5番9号 ⑤121,800円  
 （1KL単価） ⑥18.1.20

①A重油（港湾局） 424KL 買入 ②一般 ③18.3.9 ④商船  
 三井テクノトレード(株) 大阪市西区鞆本町1丁目11番7号 ⑤  
 55,335円（1KL単価） ⑥18.1.20

①軽油（環境事業局） 390.4KL 買入 ②一般 ③18.3.9 ④  
 伊丹産業(株) 兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号 ⑤軽油引取税課  
 税分94,470円（1KL単価） 軽油引取税免税分62,370円（1KL  
 単価） ⑥18.1.20

①森之宮工場排出焼却残渣処分作業 約19,100 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④北部衛生興業 川崎 和彦 大阪市東成区東中本2  
 丁目14番27号 ⑤20,790,000円 ⑥18.1.13

①平野工場排出焼却残渣処分作業 約25,700 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④(株)林総業 大阪市平野区加美北1丁目19番18号 ⑤  
 31,027,500円 ⑥18.1.13

①鶴見工場排出焼却残渣処分作業 約16,700 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④星和建設(株) 兵庫県西宮市甲陽園東山町11番5号  
 ⑤21,567,000円 ⑥18.1.13

①八尾工場排出焼却残渣処分作業 約18,900 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④今里衛生協同組合 大阪市生野区新今里1丁目16番  
 7号 ⑤29,820,000円 ⑥18.1.13

①舞洲工場排出焼却残渣処分作業 約22,900 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④川崎衛生興業 川崎 博繁 大阪市旭区大宮1丁目  
 18番2号 ⑤10,772,160円 ⑥18.1.13

①西淀工場排出焼却残渣処分作業 約17,500 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④三原興業 三原 巧 大阪市西淀川区佃4丁目13番  
 8号 ⑤7,258,125円 ⑥18.1.13

①港工場排出焼却残渣処分作業 約14,700 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④(株)ナガミ建設 兵庫県伊丹市池尻6丁目260番地  
 ⑤7,497,000円 ⑥18.1.13

①南港工場排出焼却残渣処分作業 約12,900 t ②指名 ③  
 18.3.14 ④大三環境(株) 大阪市平野区加美北2丁目2番13号  
 ⑤6,501,600円 ⑥18.1.13

①中央卸売市場本場排出じん芥搬出作業 約6,200 t ②指名  
 ③18.3.14 ④(株)エコ・ティック・福島 大阪市福島区福島8丁  
 目13番6号 ⑤24,869,250円 ⑥18.1.13

①中央卸売市場東部市場排出じん芥搬出作業 約5,800 t ②指名 ③18.3.14 ④今里衛生協同組合 大阪市生野区新今里1丁目16番7号 ⑤25,133,850円 ⑥18.1.13

(財政局契約監理部契約課)

~~~~~

大阪市告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

- 1 許可番号
平成18年1月18日大阪市指令計（開）第92号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市城東区古市1丁目31番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市鶴見区鶴見6丁目6番56号
株式会社 住商
代表取締役 榎 和美
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 5.000	m 57.650	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む
下水道	mm D=150	m 4.450	大阪市	—	集水ますI型イン パート付1カ所新 設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

~~~~~

#### 大阪市告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

- ①名称 ②所在地 ③指定年月日  
①杉浦内科オーエーピー診療所 ②大阪市北区天満橋1丁目8番30号 ③平成18年4月1日  
①松澤呼吸器クリニック ②大阪市中央区西心斎橋1丁目12番11号 ③平成18年4月1日  
①一ノ名医院 ②大阪市大正区平尾4丁目22番13号 ③平成18年2月13日  
①荘田静診療所 ②大阪市大正区泉尾1丁目14番2号 ③平成18

年3月1日

- ①さかがみ耳鼻咽喉科 ②大阪市東淀川区東三国5丁目1番3号 ③平成18年4月3日

- ①ファミリークリニックなごみ ②大阪市淀川区加島4丁目2番17号 ③平成18年4月1日

- ①中尾医院 ②大阪市東淀川区菅原5丁目7番11号 ③平成18年3月1日

- ①宮内整形外科 ②大阪市住之江区御崎6丁目1番27号 ③平成18年3月1日

- ①ゆうけい診療所 ②大阪市住吉区遠里小野2丁目7番20号 ③平成18年4月1日

- ①田中整形外科 ②大阪市平野区加美北5丁目10番52号 ③平成18年4月6日

- ①鈴木歯科クリニック ②大阪市中央区北浜2丁目1番23号 ③平成18年3月1日

- ①上原歯科医院 ②大阪市西区鞆本町3丁目2番5号 ③平成18年3月1日

- ①金城外科脳神経外科江戸堀歯科分院 ②大阪市西区江戸堀2丁目2番1号 ③平成18年3月1日

- ①すまいるデンタルクリニック ②大阪市西淀川区佃3丁目6番17号 ③平成18年3月1日

- ①くろだ歯科医院 ②大阪市東淀川区東淡路2丁目15番10号 ③平成18年3月1日

- ①いわさき歯科クリニック ②大阪市東成区東中本1丁目15番31号 ③平成18年4月1日

- ①内野歯科医院 ②大阪市平野区加美東4丁目15番12-201号 ③平成17年12月1日

- ①春日野薬局谷町店 ②大阪市中央区谷町7丁目1番44号 ③平成18年4月1日

- ①ホワイト薬局 ②大阪市天王寺区悲田院町4番38号 ③平成18年4月1日

- ①おはな薬局 ②大阪市西淀川区福町2丁目3番9-101号 ③平成18年4月1日

- ①すみれ薬局 ②大阪市東淀川区下新庄5丁目11番12号 ③平成18年4月1日

- ①シギノ駅前薬局 ②大阪市城東区鳴野東2丁目24番22号 ③平成18年3月1日

- ①阪神調剤薬局森之宮駅前店 ②大阪市城東区森之宮1丁目5番104号 ③平成18年3月1日

- ①イムノファーマシーすみのえ薬局 ②大阪市住之江区北島3丁目4番18号 ③平成18年4月1日

- ①西加賀屋日本薬局 ②大阪市住之江区西加賀屋1丁目1番53号 ③平成18年4月1日

- ①関西薬局 ②大阪市西成区南津守7丁目5番7号 ③平成18年4月1日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

大阪市告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①一ノ名医院 ②大阪市大正区平尾 4 丁目22番13号 ③平成18年 2 月12日

①莊田静診療所 ②大阪市大正区泉尾 1 丁目 8 番16号 ③平成18年 2 月28日

①東医院 ②大阪市浪速区恵美須西 3 丁目 7 番 6 号 ③平成18年 3 月31日

①尾辻医院 ②大阪市西淀川区野里 1 丁目 8 番15号 ③平成18年 3 月31日

①竹島診療所 ②大阪市西淀川区竹島 3 丁目 2 番12号 ③平成18年 3 月31日

①古東整形外科 ②大阪市淀川区西三国 3 丁目 3 番23号 ③平成11年10月31日

①スミ医院 ②大阪市東淀川区豊里 4 丁目 5 番23号 ③平成18年 3 月20日

①中尾医院 ②大阪市東淀川区菅原 5 丁目11番 1 号 ③平成18年 2 月28日

①山本医院 ②大阪市生野区桃谷 3 丁目 2 番13号 ③平成18年 3 月31日

①山本診療所 ②大阪市生野区林寺 5 丁目11番16号 ③平成18年 4 月 1 日

①宮内整形外科 ②大阪市住之江区御崎 6 丁目 1 番 7 号 ③平成18年 2 月28日

①岡齒科 ②大阪市中央区北浜 2 丁目 1 番23号 ③平成18年 2 月28日

①くろだ歯科医院 ②大阪市東淀川区東淡路 3 丁目 1 番 6 号 ③平成18年 2 月28日

①内野歯科医院 ②大阪市平野区加美東 4 丁目16番 1 号 ③平成17年11月30日

①シギノ駅前薬局 ②大阪市城東区嶋野東 2 丁目23番16号 ③平成18年 2 月28日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

## 大阪市告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①飯田医院 ②大阪市淀川区十三本町 2 丁目13番 9 号 ③平成18年 1 月10日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

大阪市告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）米田内科（新）米田内科胃腸科 ②大阪市区営栄町 5 番17号 ③平成18年 4 月 1 日

①（旧）小林胃腸クリニック（新）あけぼの GM クリニック
②大阪市東淀川区西淡路 2 丁目15番 5 号 ③平成18年 4 月 1 日
(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

## 大阪市告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①平原 よし子 ②平原吉野鍼灸院 ③大阪市福島区吉野 4 丁目29番14号 ④平成18年 3 月 1 日

①鷺田 英紀 ②わしだ整骨院 ③大阪市福島区鷺洲 5 丁目 1 番12号 ④平成18年 3 月20日

①中谷 裕之 ②中谷鍼灸整骨院 ③大阪市此花区伝法 6 丁目 5 番 8 -105号 ④平成18年 3 月 1 日

①新田 尚史 ②整骨院リラックス ③大阪市中央区南船場 1 丁目16番23-410号 ④平成18年 3 月15日

①片山 教 ②片山朝潮橋整骨院 ③大阪市港区夕風 2 丁目 2 番24号 ④平成18年 3 月 1 日

①片山 啓 ②片山整骨院 ③大阪市港区三先 2 丁目14番16号 ④平成18年 3 月 1 日

①神戸 淳 ②神戸鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区桜川 2 丁目10番11号 ④平成18年 3 月 1 日

①木村 一茂 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原 1 丁目 6 番30-606号 ④平成18年 4 月 1 日

①澤尾 加代子 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原 2 丁目 7 番50号 ④平成18年 4 月 1 日

①鈴木 ヤスコ ②ひかり整骨院 ③大阪市東淀川区淡路 3 丁目 3 番 5 号 ④平成18年4月1日

①平 義之 ②ひかり整骨院 ③大阪市東淀川区淡路 3 丁目 3 番 5 号 ④平成18年4月1日

①東野 文明 ②東野鍼灸院 ③大阪市東淀川区柴島 3 丁目 7 番 3 号 ④平成18年 4 月 1 日

①石橋 隆由 ②石橋鍼灸整骨院 ③大阪市旭区高殿 2 丁目14番14号 ④平成18年 4 月 6 日

①金川 哲也 ②かねはら整骨院 ③大阪市生野区巽北 1 丁目14番11号 ④平成18年 3 月31日

①岩本 邦彦 ②いわもと整骨院 ③大阪市城東区諏訪 2 丁目 4 番16号 ④平成18年 3 月30日

①岡垣 博 ②浦西鍼灸整骨院 ③大阪市城東区今福東 2 丁目 9

番 4 号 ④平成18年 1 月 5 日

①小笠原 範昭 ②永田整骨院 ③大阪市城東区永田 4 丁目16番 9 号 ④平成18年 3 月10日

①西川 孝一 ②佐野鍼灸整骨院 ③大阪市城東区鳴野西 5 丁目 2 番15号 ④平成18年 4 月 1 日

①前東 長二郎 ②かいてきや鍼灸治療院 ③大阪市城東区成育 1 丁目 5 番 2 -202号 ④平成18年 3 月 1 日

①辻本 尚司 ②いずみ鍼灸整骨院 ③大阪市阿倍野区阪南町 3 丁目20番 1 号 ④平成18年 3 月 6 日

①栗木 厚生 ②アール・ピーマッサージ院 ③大阪市住之江区 平林南 2 丁目 3 番 2 号 ④平成18年 3 月 1 日

①日高 雄史 ②ゆう整骨院 ③大阪市住之江区緑木 1 丁目 1 番 2 号 ④平成18年 4 月 1 日

①平尾 和子 ②むつみ鍼灸治療院 ③大阪市住吉区我孫子東 3 丁目 1 番 1 号 ④平成18年 5 月 1 日

①新城 研吾 ②のぞみ整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺 4 丁目 17番 1 号 ④平成18年 3 月 1 日

①阪井 勝子 ②明健鍼灸マッサージ治療院 ③大阪市西成区岸 里東 1 丁目 4 番19号 ④平成18年 4 月 1 日

①松本 久男 ②すばる鍼灸治療院 ③大阪市西成区南津守 3 丁 目 3 番17-502号 ④平成18年 4 月 1 日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

大阪市告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定による指定施術者から、同法第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①片山 教 ②片山整骨院 ③大阪市港区三先 2 丁目14番16号 ④平成18年 2 月28日

①片山 啓 ②片山朝潮橋整骨院 ③大阪市港区夕風 2 丁目 2 番 24号 ④平成18年 2 月28日

①長谷川 大 ②東洋医療専門学校附属整骨院 ③大阪市淀川区 西宮原 1 丁目 5 番35号 ④平成18年 3 月14日

①北村 好之 ②かねはら整骨院 ③大阪市生野区巽北 1 丁目14 番11号 ④平成18年 3 月30日

①浦西 和士 ②浦西鍼灸整骨院 ③大阪市城東区今福東 2 丁目 9 番 4 号 ④平成18年 1 月 5 日

①小笠原 孝 ②永田整骨院 ③大阪市城東区永田 4 丁目16番 9 号 ④平成18年 3 月10日

①松本 久男 ②かいてきや鍼灸治療院 ③大阪市城東区成育 1 丁目 5 番 2 -202号 ④平成18年 1 月31日

①宮坂 輝 ②くぼ整骨院 ③大阪市住吉区長居 2 丁目12番 7 号 ④平成18年 3 月17日

①東 近志 ②のぞみ整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺 4 丁目17 番 1 号 ④平成18年 2 月28日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

#### 大阪市告示第564号

介護保険法第78条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので同法第78条の10第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①指定地域密着型サービス事業者の名称 ②指定地域密着型サービス事業者の主たる事務所の所在地 ③指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称 ④指定地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地 ⑤指定地域密着型サービスの種類（指定年月日）

①社会福祉法人有恵会 ②大阪府大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 7 番20号 ③グループホームゆうけいスマイル ④大阪府大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 7 番20号 ⑤認知症対応型共同生活介護（平成18年 4 月 1 日）

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

~~~~~

大阪市告示第565号

介護保険法第115条の11第 1 項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので同法第115条の18第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称 ②指定地域密着型介護予防サービス事業者の主たる事務所の所在地 ③指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の名称 ④指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の所在地 ⑤指定地域密着型介護予防サービスの種類（指定年月日）

①社会福祉法人有恵会 ②大阪府大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 7 番20号 ③グループホームゆうけいスマイル ④大阪府大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 7 番20号 ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護（平成18年 4 月 1 日）

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

~~~~~

#### 大阪市告示第566号

介護保険法第115条の20第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので同法第115条の27第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

①指定介護予防支援事業者の名称 ②指定介護予防支援事業者の主たる事務所の所在地 ③指定介護予防支援事業を行う事業所の名称 ④指定介護予防支援事業を行う事業所の所在地 ⑤指定年月日

①社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市北区

神山町15-11 ③北区地域包括支援センター ④大阪府大阪市北区神山町15-11 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市都島区都島本通 3-12-31 ③都島区地域包括支援センター ④大阪府大阪市都島区都島本通 3-12-31 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市福島区海老江 6-2-22 ③福島区地域包括支援センター ④大阪府大阪市福島区海老江 6-2-22 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市此花区伝法 3-2-27 ③此花区地域包括支援センター ④大阪府大阪市此花区伝法 3-2-27 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市中央区上本町西 2-5-25 ③中央区地域包括支援センター ④大阪府大阪市中央区上本町西 2-5-25 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市西区新町 4-5-14 ③西区地域包括支援センター ④大阪府大阪市西区新町 4-5-14 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市港区弁天 2-15-1 ③港区地域包括支援センター ④大阪府大阪市港区弁天 2-15-1 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市大正区小林西 1-14-3 ③大正区地域包括支援センター ④大阪府大阪市大正区小林西 1-14-3 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市天王寺区六万町 5-26 ③天王寺区地域包括支援センター ④大阪府大阪市天王寺区六万町 5-26 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市浪速区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市浪速区難波中 3-8-8 ③浪速区地域包括支援センター ④大阪府大阪市浪速区難波中 3-8-8 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市西淀川区千舟 2-7-7 ③西淀川区地域包括支援センター ④大阪府大阪市西淀川区千舟 2-7-7 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市淀川区三国本町 2-14-3 ③淀川区地域包括支援センター ④大阪府大阪市淀川区三国本町 2-14-3 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市東淀川区菅原 4-4-37 ③東淀川区地域包括支援センター ④大阪府大阪市東淀川区菅原 4-4-37 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市東成区大今里南 3-11-2 ③東成区地域包括支援センター ④大阪府大阪市東成区大今里南 3-11-2 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市生野区勝山北 3-13-20 ③生野区地域包括支援センター ④大阪府大阪市生野区勝山北 3-13-20 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市旭区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市旭区高殿 6-16-1 ③旭区地域包括支援センター ④大阪府大阪市旭区高殿 6-16-1 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市城東区中央 2-11-16 ③城東区地域包括支援センター ④大阪府大阪市城東区中央 2-11-16 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市鶴見区諸口 5-浜 6-12 ③鶴見区地域包括支援センター ④大阪府大阪市鶴見区諸口 5-浜 6-12 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市阿倍野区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市阿倍野区帝塚山 1-3-8 ③阿倍野区地域包括支援センター

④大阪府大阪市阿倍野区帝塚山 1-3-8 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市住之江区御崎 4-6-10 ③住之江区地域包括支援センター ④大阪府大阪市住之江区御崎 4-6-10 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市住吉区浅香 1-8-47 ③住吉区地域包括支援センター ④大阪府大阪市住吉区浅香 1-8-47 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市東住吉区田辺 2-10-18 ③東住吉区地域包括支援センター ④大阪府大阪市東住吉区田辺 2-10-18 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市平野区平野東 2-1-30 ③平野区地域包括支援センター ④大阪府大阪市平野区平野東 2-1-30 ⑤平成18年 4 月 1 日

①社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会 ②大阪府大阪市西成区岸里 1-5-20 ③西成区地域包括支援センター ④大阪府大阪市西成区岸里 1-5-20 ⑤平成18年 4 月 1 日

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

#### 大阪市告示第567号

天王寺公園及び天王寺動物園は、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第4項の規定に基づき、平成18年5月15日（月）を臨時に開園する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

(ゆとりとみどり振興局 天王寺動植物公園事務所)

#### 大阪市告示第568号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用日の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

- 1 施設名 長居植物園
- 2 変更内容 平成18年 5 月15日（月）の臨時開園  
(ゆとりとみどり振興局 南部方面公園事務所)

#### 大阪市告示第569号

城北菖蒲園は、大阪市公園条例（昭和52年条例第29条）第9条第4項の規定に基づき、平成18年 5 月27日（土）から平成18年 6 月25日（日）まで開園する。また、開園時間を次のとおりとする。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

開 園 時 間

平成18年 5 月27日（土） から  
平成18年 6 月 2 日（金） まで

午前 9 時30分から

平成18年 6 月12日（月） から  
平成18年 6 月25日（日） まで

午後 5 時まで

平成18年 6 月 3 日（土） から  
平成18年 6 月11日（日） まで

午前 8 時から  
午後 6 時まで

(ゆとりとみどり振興局 城北公園事務所)

~~~~~

大阪市告示第570号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバーサル・シティウォーク大阪

大阪市此花区島屋 6 丁目 2 番61号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

住友商事株式会社 代表取締役 岡 素 之

東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地

(変更前) 株式会社住商ドラッグストアーズ

代表取締役 切石 哲

東京都中央区日本橋富沢町 9－8

ほか29名

(変更後) 株式会社WD I

代表取締役 清水 謙

東京都港区六本木 5－5－1 ロアビル 9 F

ほか24名

(4) 変更年月日 平成18年 4 月 1 日

2 届出年月日 平成18年 4 月28日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部商業振興課

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪役所 7 階

(2) 期間

平成18年 5 月12日（金）から平成18年 9 月12日（火）まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成18年 9 月12日（火）

(2) 提出先 上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部商業振興課)

~~~~~

大阪市告示第571号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン J R 今宮駅前店

大阪市浪速区浪速東 3 丁目 1 番20号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋 田 耕 造

大阪市堺市鳳東町 4 丁401番地 1

(3) 変更事項

① 店舗面積

(変更前) 5,728㎡

(変更後) 8,633㎡

② 駐車場の収容台数

(変更前) 123台

(変更後) 112台

③ 駐輪場の収容台数

(変更前) 313台

(変更後) 317台

④ 荷さばきの施設の面積

(変更前) 208㎡

(変更後) 112㎡

⑤ 廃棄物保管施設の面積

(変更前) 49㎡

(変更後) 30㎡

(4) 変更年月日 平成18年12月29日

2 届出年月日 平成18年 4 月28日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済局産業振興部商業振興課

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪役所 7 階

② 大阪市浪速区役所区民企画室

大阪市浪速区敷津東 1 丁目 4 番20号 大阪市浪速区役所 1 階

(2) 期間

平成18年 5 月12日（金）から平成18年 9 月12日（火）まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成18年 9 月12日（火）

(2) 提出先 上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部商業振興課)

大阪市告示第572号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

- ・ 認定年月日及び認定番号  
平成18年 4 月28日 第13号

- ・ 認定区域の名称

大阪府営清水丘高層住宅

- ・ 認定区域の位置

大阪市住吉区清水丘 3 丁目 7 - 1 の一部及び53- 1

(住宅局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第573号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成18年 4 月24日

大阪市指令住宅(宅)第6号

| 地 名                       | 地 番     | 道路幅員                | 道路延長        | 摘 要 |
|---------------------------|---------|---------------------|-------------|-----|
| 此 花 区<br>北 港 緑 地<br>2 丁 目 | 1 番 1   | m<br>15.5 ~<br>17.0 | m<br>608.10 |     |
|                           | 1 番10   |                     |             |     |
|                           | 1 番13から |                     |             |     |
|                           | 1 番15まで |                     |             |     |
|                           | 1 番17   |                     |             |     |

(住宅局建築指導部指導課)

大阪市告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように府道の区域を変更する。

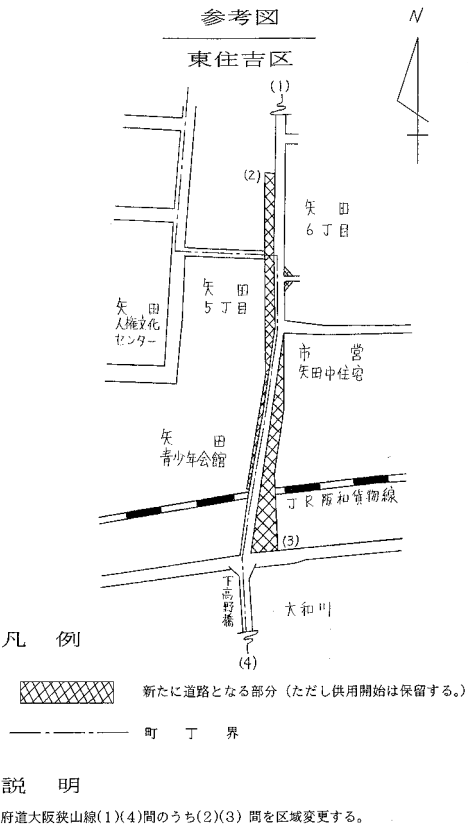
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

| 路 線 名 | 区 間                                                          | 旧<br>新 別 | 敷地の<br>幅 員          | 敷地の<br>延 長  |
|-------|--------------------------------------------------------------|----------|---------------------|-------------|
| 大阪狭山線 | 東住吉区矢田 6 丁目<br>155番の1地から<br>同 区同 6 丁目<br>88番の6地まで<br>(参考図参照) | 旧        | m<br>5.70 ~<br>6.20 | m<br>226.30 |
|       |                                                              | 新        | 12.00 ~<br>22.50    | 226.30      |

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

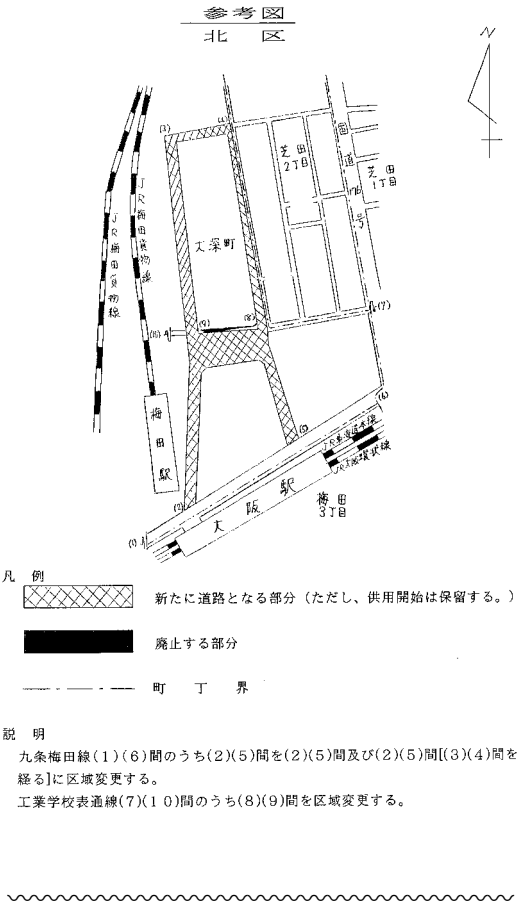
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

| 路 線 名            | 区 間                                                  | 旧<br>新<br>別 | 敷地の<br>幅 員                                 | 敷地の<br>延 長              |
|------------------|------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------|-------------------------|
| 九条梅田線            | 北 区大深町<br>同 区同<br>19番の 8 地から<br>4 番の17地まで<br>(参考図参照) | 旧           | m<br>18.40 ～<br>29.00                      | m<br>200.00             |
|                  |                                                      | 新           | 18.40 ～<br>29.00<br>及び<br>11.00 ～<br>24.00 | 200.00<br>及び<br>1186.50 |
| 工 業 学 校<br>表 通 線 | 北 区大深町<br>同 区同<br>1 番の10地から<br>1 番の10地まで<br>(参考図参照)  | 旧           | m<br>7.00                                  | m<br>130.70             |
|                  |                                                      | 新           | 40.00 ～<br>60.50                           | 130.70                  |

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第32条第 1 項及び第43条の規定に違反するので、平成18年5月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名         | 所 在 地         | 種 類 | 数 量 |
|---------------|---------------|-----|-----|
| 市道東淀川区第1209号線 | 東淀川区西淡路1丁目3番先 | 屋 台 | 1   |

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| NO | 種 類                        | 場 所                 |
|----|----------------------------|---------------------|
| 1  | 普 通 自 動 車<br>(ニ ッ サ ン 紺 色) | 城東区東中浜 8 丁目 8 番先    |
| 2  | 普 通 自 動 車<br>(ト ヨ タ 紺 色)   | 城東区永田 2 丁目 2 番先     |
| 3  | 自 動 二 輪 車<br>(ス ズ キ 灰 色)   | 中央区上町 1 丁目 19 番先    |
| 4  | 自 動 二 輪 車<br>(ス ズ キ 黒 色)   | 中央区宗右衛門町 6 番先       |
| 5  | 普 通 自 動 車<br>ト ヨ タ 茶 色)    | 中央区高津 3 丁目 14 番先    |
| 6  | 普 通 自 動 車<br>(ダ イ ハ ツ 白 色) | 中央区谷町 2 丁目 2 番先     |
| 7  | 普 通 自 動 車<br>(ニ ッ サ ン 黒 色) | 住之江区東加賀屋 3 丁目 13 番先 |
| 8  | 普 通 自 動 車<br>(ミ ツ ビ シ 白 色) | 住之江区平林 1 丁目 6 番先    |
| 9  | 普 通 自 動 車<br>(ミ ツ ビ シ 灰 色) | 住之江区西住之江 4 丁目 3 番先  |
| 10 | 自 動 二 輪 車<br>(カ ワ サ キ 赤 色) | 住吉区长居 2 丁目 6 番先     |
| 11 | 普 通 自 動 車<br>(ミ ツ ビ シ 白 色) | 住吉区长居西 3 丁目 6 番先    |
| 12 | 自 動 二 輪 車<br>(ホ ン ダ 白 色)   | 住吉区山之内 1 丁目 10 番先   |

13

自 動 二 輪 車  
( ホ ン ダ 紺 色 )

住吉区遠里小野 5 丁目19番先

14

自 動 二 輪 車  
( ス ズ キ 銀 色 )

淀川区宮原 2 丁目 3 番先

15

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 白 色 )

淀川区宮原 4 丁目 1 番先

16

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 灰 色 )

淀川区塚本 1 丁目 7 番先

17

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 白 色 )

西淀川区中島 1 丁目22番先

18

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 白 色 )

西淀川区中島 2 丁目11番先

19

普 通 自 動 車  
( ミ ッ ビ シ 青 色 )

西淀川区姫里 2 丁目 8 番先

20

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 黒 色 )

西淀川区歌島 2 丁目 3 番先

21

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 白 色 )

東住吉区今林 4 丁目 6 番先

22

普 通 自 動 車  
( ト ヨ タ 銀 色 )

東住吉区公園南矢田 1 丁目14番先

23

普 通 自 動 車  
( ニ ッ サ ン 紺 色 )

此花区高見 1 丁目 7 番先

24

普 通 自 動 車  
( ス パ ル 銀 色 )

此花区梅町 2 丁目 3 番先

(建設局管理部路政課)

~~~~~

大阪告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月12日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書ははっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名

除却実施場所

国 道 4 7 9 号

城東区諏訪 4 丁目 3 番先から
東成区大今里南 6 丁目28番先まで
東成区深江北 1 丁目 1 番先から
同 区大今里南 6 丁目27番先まで

府 道 大 阪 枚 岡 奈 良 線

東成区大今里 3 丁目15番先から
同 区深江南 3 丁目20番先まで
東成区大今里南 1 丁目 1 番先から
同 区深江南 3 丁目22番先まで

市 道 大 阪 環 状 線

東成区東中本 1 丁目 1 番先から
同 区大今里南 1 丁目22番先まで
東成区中本 1 丁目 9 番先から
同 区大今里西 3 丁目18番先まで

除却実施場所

天 王 寺 区 内 の 本 市 管 理 道 路

中 央 区 内 の 本 市 管 理 道 路

浪 速 区 内 の 本 市 管 理 道 路

西 淀 川 区 内 の 本 市 管 理 道 路

(建設局管理部路政課)

~~~~~

大阪告示第579号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第71条の 3 第15項において準用する同条第12項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第 1 条の 2 の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月12日

大阪市長      關      淳      一

1 縦覧場所  
大阪市住之江区南港北 1 丁目14番16号  
W T Cビルディング16階  
大阪市建設局市街地整備本部開発事業部区画整理課

2 縦覧時間  
午前 9 時から午後5時30分まで  
(建設局市街地整備本部開発事業部区画整理課)

~~~~~

大阪告示第580号

阪神間都市計画事業荒牧第 2 土地区画整理事業に関して、施行者伊丹市荒牧第 2 土地区画整理組合理事長山中寛が次の者に対して発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 1 項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第 2 項において準用する同法第77条第 5 項前段の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が次のとおり掲示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成18年5月12日

大阪市長 關 淳 一

1 書類の送付を受けるべき者

氏 名

判明している最後の住所

池田 作次郎

大阪市北区西天満 1 丁目 7 番 2 号新なにわビル内

株式会社統商

大阪市北区西天満 5 丁目 6 番26－203号

2 掲示場所
伊丹市荒牧南 3 丁目 4 番19号
伊丹市荒牧第 2 土地区画整理組合事務所掲示場

3 掲示期間
平成18年 5 月12日から平成18年 5 月22日まで
(建設局市街地整備本部開発事業部区画整理課)

~~~~~   <b>大阪市告示第581号</b>   一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。   平成18年 5 月12日   大阪市長      關      淳      一   <b>1 担当課</b>   〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号  大阪教育委員会事務局総務部庶務課  電話 06－6208－9077   <b>2 入札に付する事項</b>   (1) 借入物品及び数量 大阪市立市岡商業高等学校情報教育用コンピュータ機器 一式   (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。   (3) 借入期間 平成18年 9 月 1 日から平成23年 8 月31日まで  契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。   (4) 借入場所 入札説明書による。   <b>3 入札参加資格</b>   次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。   なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年 5 月29日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。   (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること   (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと   (3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A情報機器」で登録していること   (4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業者の者であること   (5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること   (6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること   (7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること   (8) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、適切かつ迅速な体制が整備されていることの証明書の提出ができること   <b>4 入札説明書の交付場所等</b>   (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1 に同じ   (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年 5 月29日（月）まで上記 1 において無償により交付する。   (3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年 5 月29日（月）午後 5 時まで   <b>5 入札執行の日時等</b>   入札執行の日時及び場所 平成18年 7 月 7 日（金）午前10時	大阪教育委員会事務局総務部庶務課入札室（1 に同じ）   ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）（以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年 7 月 6 日（木）午後 5 時までに必着のこと   <b>6 入札保証金等</b>   (1) 入札保証金 免除   (2) 契約保証金 要   ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。   (3) 保証人 不要   (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨   (5) 契約書作成の要否 要   (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。   <b>7 入札者に要求される事項</b>   入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年 5 月29日（月）午後 5 時までに提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。   なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。   <b>8 入札の無効</b>   契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札   <b>9 その他</b>   (1) この調達、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。   (2) この調達、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約案件である。   (3) 詳細は入札説明書による。   <b>10 Summary</b>   (1) Nature and quantity of the products to be leased:Sets of computer apparatus for the data processing education of Osaka City Ichioka Commercial Senior High School   (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM,29 May 2006   (3) The date and time for the submission of tenders:10:00AM, 7 July 2006  (tenders submitted by mail 5:00PM, 6 July 2006)   (4) A contact point where tender documents are available:General Affairs Department,General Affairs Division,Board of Education, The City of Osaka  3-20,Nakanoshima 1-chome,Kita-ku,Osaka  530-8201,TEL06-6208-9077   （教育委員会事務局総務部庶務課）   ~~~~~
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大阪市告示第14号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 5 月12日

大阪市交通局長 岡 本 勉

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 交通局総務部経理課（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

①軽油A 920KL 買入 ②一般 ③18.3.16 ④トヨタエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤87,802円（1KL単価） ⑥18.1.20

①軽油B 630KL 買入 ②一般 ③18.3.16 ④トヨタエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤87,907円（1KL単価） ⑥18.1.20

①軽油C 770KL 買入 ②一般 ③18.3.16 ④トヨタエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤87,960円（1KL単価） ⑥18.1.20

①軽油D 640KL 買入 ②一般 ③18.3.16 ④トヨタエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤87,624円（1KL単価） ⑥18.1.20

①軽油E 600KL 買入 ②一般 ③18.3.16 ④トヨタエナジー(株) 大阪市中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤87,487円（1KL単価） ⑥18.1.20

（交通局総務部総務課）

~~~~~

大阪市水道局告示第24号

大阪市水道局の執務時間（平成17年大阪市水道局告示第53号）を次のように改め、平成18年5月1日から実施する。

平成18年4月28日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

大阪市水道局の執務時間

大阪市水道局の執務時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

（水道局総務部人事・人材開発担当）
（平18.4.28揭示済）

~~~~~

大阪市水道局告示第25号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 5 月12日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落

札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 水道局総務部（管財調達担当）（大阪市住之江区南港北1丁目14番16号）

①水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場）4,121,730kg 概算買入 ②一般 ③18.3.14 ④愛産商事(株) 大阪市中央区道修町2丁目6番7号 ⑤57,127,177円 ⑥18.1.20

①水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場）2,660,000kg 概算買入 ②一般 ③18.3.14 ④小原化工(株) 大阪市西区鞠本町1丁目4番12号 ⑤40,498,500円 ⑥18.1.20

①水道用液体硫酸ばんど（豊野浄水場）1,820,000kg 概算買入 ②一般 ③ 18.3.14 ④林六(株) 大阪市中央区久太郎町1丁目5番10号 ⑤29,047,200円 ⑥18.1.20

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場）1,084,390kg 概算買入 ②一般 ③18.3.14 ④(株)隅谷商店 大阪府東大阪市洪川町2丁目3番14号 ⑤28,123,654円 ⑥18.1.20

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場外1ヶ所）1,371,000kg 概算買入 ②一般 ③ 18.3.14 ④フジオックス(株) 大阪市港区弁天1丁目2番1-2508号 ⑤34,981,065円 ⑥18.1.20

①水道用液体苛性ソーダ（柴島浄水場）1,934,570kg 概算買入 ②一般 ③18.3.14 ④岡畑産業(株) 大阪市中央区南船場1丁目7番11号 ⑤33,719,555円 ⑥18.1.20

①水道用液体苛性ソーダ（庭窪浄水場外1ヶ所）2,670,000 kg 概算買入 ②一般 ③18.3.14 ④(株)辻本 大阪市平野区瓜破1丁目12番31号 ⑤46,257,750円 ⑥18.1.20

（水道局総務部管財調達担当）

~~~~~

大阪市水道局告示第26号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

| 金融機関名 | 店舗名 | 所 在 地 | | 変更年月日 |
|----------------------|-------|-------|---------------------|---------------|
| (株)
関西アーバン
銀 行 | 寝屋川支店 | 変更前 | 大阪府寝屋川市宝町17番5号 | 平成18年
5月8日 |
| | | 変更後 | 大阪府寝屋川市早子町23番2-114号 | |

（水道局総務部経理担当）

~~~~~

大阪市水道局告示第27号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第

1 項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第 4 号）第17条第 1 項の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月12日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

名 称	所 在 地	指 定 日
大 和 設 備	大阪市城東区東中浜 2 丁目 2 番 5 号	平成18年 4 月25日
(株)杉原工業	岸和田市下松町876番地の 1	
東 亜 工 業	柏原市清州 2 丁目 7 番18号	
タイシ住設	八尾市東太子 2 丁目 9 番20号	

(水道局工務部給水担当)

大阪市教育委員会告示第20号

大阪市立島之内図書館ほか 2 館は、大阪市立図書館規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第12号）第 2 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、図書の特別整理のため、次のとおり臨時休館する。

平成18年5月12日

大阪市教育委員会  
委員長 加 茂 紀 夫

館 名	期 間
島之内図書館	平成18年 6 月20日（火）から 平成18年 6 月25日（日）まで
天王寺図書館	
鶴 見図書館	

(教育委員会事務局 中央図書館)

大阪市教育委員会告示第21号

大阪市立科学館は、大阪市立科学館条例（平成元年大阪市条例第42号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、プラネタリウムの番組の入替え並びに投影装置及び展示装置の点検のため、平成18年 5 月30日（火）から平成18年 6 月 1 日（木）まで臨時休館する。

平成18年5月12日

大阪市教育委員会  
委員長 加 茂 紀 夫  
(教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課)

公 告

大阪市公告第49号

臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の 4 第 3 項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

平成18年5月12日

大阪市長 關 淳 一

登録 番号	開 設 者 の 名称及び所在地	衛 生 検 査 所 の 名称及び所在地	検 査 業 務 の 内 容	登録抹消 年 月 日
120	光製薬株式会社 大阪市天王寺区 城南寺町 8 番 6 号	光製薬株式会社 衛生検査所 大阪市天王寺区 城南寺町 8 番 6 号	血清学的検査 寄生虫学的検査 生化学的検査	平成18年 3 月31日

(健康福祉局 保健所保健医療対策課)

大阪市公告第50号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

- 1 担当課  
〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 業務管理棟15階  
大阪市中央卸売市場庶務課 電話 06-6469-7920
- 2 入札に付すべき事項

物件 番号	売払物品	数量	初 年 度 登 録 年 月	車 体 番 号	型 式
①	中古自家用 小型乗用車 (ニッサン グロリア)	1 台	平成 8 年 4 月	Y31-881546	E-Y31
②	中古自家用 小型貨物車 (ニッサンエ キスパート)	1 台	平成13年 3 月	VW11-501885	TC-VW11
③	中古自家用 小型貨物車 (トヨタクラ ウンバン)	1 台	平成 8 年 4 月	GS136- 1006693	GA- GS136V

物件 番号	下見の日時	下見の集合場所
①	平成18年 5 月23日 (火) 午前10時から 時間厳守	大阪市福島区野田 1－1－86 大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15F 庶務課
②	平成18年 5 月24日 (水) 午後 2 時から 時間厳守	大阪市東住吉区今川 1－2－68 大阪市中央卸売市場東部市場 管理庁舎 3 F
③	平成18年 5 月23日 (火) 午後 2 時から 時間厳守	大阪市住之江区南港南 5－2－48 大阪市中央卸売市場南港市場 市役所事務所

3 入札用紙の交付

大阪市の物品売払入札参加承認証を提示した者に入札用紙を交付する。

なお、承認証については「物品売払入札参加申請要領」(<http://www2.keiyaku.city.osaka.jp/help/download/download.html>)に基づき大阪市財政局契約監理部審査課で交付される。

4 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成18年 5 月19日 (金) 午後 5 時まで

5 入札用紙の交付場所

大阪市中央卸売市場庶務課

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

落札者は契約金額の10分の 1 以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、売買代金の全額を即納する場合は契約保証金を免除する。

8 入札執行場所

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階 第 3 会議室

9 入札執行日時

平成18年 5 月25日 (木) 午前10時

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

大阪市契約規則 (昭和39年大阪市規則第18号) 第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(注) 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

(経済局 中央卸売市場庶務課)

~~~~~

大阪市公告第51号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課

〒545－8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号
あべのルシアス13階
大阪市環境事業局総務部庶務課計理担当
電話 06－6630－3127

2 入札に付すべき事項

| 売 払 物 品 | 数量 | 初 年 度
登 録 年 月 | 車 体 番 号 | 型 式 |
|--|-----|------------------|------------|--------|
| ①中古乗用自動車
(ニッサンセドリック)
なにわ500ぞ9424 | 1 台 | 平成12年 3 月 | Y31-897553 | GF-Y31 |
| ②中古乗用自動車
(ニッサンセドリック)
なにわ500と6605 | 1 台 | 平成13年 3 月 | Y31-898411 | GF-Y31 |
| ③中古乗用自動車
(ニッサンセドリック)
なにわ500と6606 | 1 台 | 平成13年 3 月 | Y31-898410 | GF-Y31 |

| 下見の日時 | 下見場所 |
|------------------------------------|---------------------------|
| 平成18年 5 月26日 (金)
午前10時から午前11時まで | 三明詰所
大阪市阿倍野区三明町 2－9－17 |

3 入札参加に要する書類

(1) 入札参加申請書 (本市交付)

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書

(3) 法人にあっては、法人登記簿謄本

(4) 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書
個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※入札執行日の入札用紙交付期限までに、大阪市財政局契約監理部審査課に提出し、承認証の交付を受けること

ただし、平成16・17・18・19年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不要

4 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成18年 5 月25日 (木) 午後 5 時30分まで

5 入札説明書の交付場所等

上記 1 に同じ

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成18年 5 月29日 (月) 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境事業局入札室

9 入札の方法

上記 2 ①～③の売払物品ごとに入札に付し、物品買受申込書に

記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

10 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札。

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

11 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

12 問合せ先

（売払物品に関する問合せ先）

環境事業局総務部庶務課 電話 06-6630-3116

（入札・契約に関する問合せ先）

環境事業局総務部庶務課 電話 06-6630-3127

（環境事業局総務部庶務課）

~~~~~

#### 大阪市公告第52号

次の物件は、本市の管理する道路に放置されており、市民に迷惑をかけているので、平成18年5月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

平成18年5月12日

大阪市長 關 淳 一

種 類	場 所
普 通 自 動 車 ( ト ヨ タ 赤 色 )	淀川区加島1丁目22番先

（建設局管理部路政課）

~~~~~

大阪市公告第53号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成18年5月12日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局総務部庶務課

電話 06-6208-9077

2 入札に付すべき事項

| 売 払 物 品 | 数量 | 初 年 度
登 録 年 月 | 車 体 番 号 | 型 式 |
|----------------------|----|------------------|--------------|-----------|
| ①中古自家用乗合自動車（ミツビシローザ） | 1台 | 平成8年5月 | BE438F-40868 | KC-BE438F |

| 下見の日時 | 下見場所 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 平成18年5月24日（水）
午後2時から午後4時まで | 大阪市立盲学校内車庫
大阪市東淀川区豊里7丁目5番26号 |

3 入札参加に要する書類

（1）入札参加申請書（本市交付）

（2）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書

（3）法人にあっては、法人の登記事項証明書

（4）法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※入札執行日の2日前までに大阪市財政局契約監理部審査課に提出し、承認証の交付を受けること

ただし、平成16・17・18・19年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不要

4 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成18年5月23日（火）午後5時30分まで

5 入札用紙の交付場所

上記1に同じ

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

8 入札執行場所

大阪市教育委員会事務局総務部庶務課入札室（1に同じ）

9 入札執行日時

平成18年5月25日（木）午前10時

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

13 問合せ先

（売払物品に関する問合せ先）

教育委員会事務局指導部管理課 電話 06-6208-9182

（入札・契約に関する問合せ先）

教育委員会事務局総務部庶務課 電話 06-6208-9077

（教育委員会事務局総務部庶務課）

~~~~~

大阪市政府公告第54号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成18年 5 月12日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課

〒530-8401 大阪市北区扇町 2-1-27

大阪市北区役所総務課 電話 06-6313-9625

2 入札に付すべき事項

売 払 物 品	数量	初 年 度 登 録 年 月	車 体 番 号	型 式
中古自家用小型乗用車(ニッサンセドリック)	1 台	平成13年 3 月	Y31-898419	GF-Y31

下見の日時	下見場所
平成18年 5 月29日 (月) 午後 3 時から午後 5 時まで	大阪市北区役所地下 1 階駐車場 大阪市北区扇町 2-1-27

3 入札参加に要する書類

- (1) 入札参加申請書 (本市交付)
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- (3) 法人にあっては、法人登記簿謄本
- (4) 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書  
個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書  
※入札執行日の入札用紙交付期限までに、大阪市北区役所総務課に提出し、承認証の交付を受けること  
ただし、平成16・17・18・19年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不要

4 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成18年 5 月26日 (金) 午後 5 時30分まで

5 入札用紙の交付場所

上記 1 に同じ

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

落札者は契約金額の10分の 1 以上を納付すること  
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

8 入札執行場所

大阪市北区役所 4 階404会議室

9 入札執行日時

平成18年 5 月30日 (火) 午前11時

10 入札の方法

上記 2 の売払物品を入札に付し、物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

大阪市契約規則 (昭和39年大阪市規則第18号) 第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(注) 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管区役所立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

る。

13 問合せ先

北区役所総務課 電話 06-6313-9625

(北区役所総務課)

大阪府人事委員会公告第11号

大阪府職員採用試験を次により行う。

平成18年 5 月 1 日

大阪府人事委員会

委員長 松 岡 博

職員 (大学卒程度消防吏員 A) 採用試験

(2) 第2次試験

- 日時・場所 第1次試験合格者に通知します。
- 方 法 口述試験（個別面接）と身体検査を行います。
- 卒業（見込）証明書・学業成績証明書は、第2次試験のときに必要ですから、あらかじめ用意しておいてください。
- 口述試験：主として人物について面接により行いますが、人柄、市政への熟意、文化・スポーツ・ボランティア・海外活動等の経験から得た人間的魅力、複働性、創造性などを重視しています。また、口述試験の際の参考とするため、事前に「プレゼンテーションカンカード」を配付し、これまでに経験した文化・スポーツ・ボランティア・海外活動等における実績や能力等のなかで、特に自分が誇れると思うものについて記入していただきます。
- 身体検査：職務遂行に必要な健康度を有しているかについて検査を行います。  
男性は身長160cm以上・体重50kg以上・肺活量3200cc以上、女性 は身長150cm以上・体重40kg以上・肺活量2000cc以上であり、また、男性・女性とも矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であって、強度の色覚異常でないことについても、あわせて検査を行います。

合 格 発 表 8月下旬に合格者本人に通知するほか、合格者の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、インターネット上にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。

3 合格から採用まで

- ① 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登録されます。
- ② 平成18年4月1日現在の初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある人については、その経歴に応じて加算されることがあります。

試験区分	分	初	任	給
消防	A			193,820円

- ※上表の初任給の額は、給料月額に地域手当（給料月額の10%）を加えたものです。
- 手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤続手当などがあります。
- ③ 受験資格がないこと、及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格を取り消すことがあります。

1 試験区分・採用予定者数・受験資格・採用予定日

試験区分	採用予定者数	受 験 資 格	格	採用予定日
大学卒業程度 消防吏員A	(男)Ⅰ 十名程度	昭和64年4月2日から昭和60年4月1日までに 生まれた者	男 性	平成19年 4月1日
	(女)Ⅰ 若干名		女 性	
	(男)Ⅱ 十数名程度	昭和63年10月2日から昭和59年10月1日までに 生まれた者	男 性	平成18年 10月1日
	(女)Ⅱ 若干名		女 性	

- 上の表の受験資格をみたす者がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する者、及び日本国籍を有しない者は受験できません。
- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。

2 試 験

(1) 第1次試験

日 時 ・ 場 所	試 験 の 方 法 ・ 解 答 形 式	
平成18年6月25日（日） 午前9時集合 試験会場は、受験番号により異 なりますので、受験票に記載し て通知します。	教養試験 [2時間30分] 択一式	55問中45問選択解答 ●人文・社会・自然科学の知識分野について30問中20問選択解答 ●文章理解・判断推理・資料解釈などの 知能分野等について25問全選択解答
平成18年7月10日（月） 集合時刻・試験会場については、 論文試験・体力試験の受験対象 者に通知します。	論文試験 [1時間] 体力試験	一般的な課題についての思考力、文章構成力及び表現力等について行います。 懸垂（女性 は斜懸垂）・背筋力・反復横とび・垂直とび

- 論文試験・体力試験の受験対象者は、教養試験の成績により決定します。受験対象者には6月30日ごろ本人に通知するほか、受験対象者の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、インターネット上にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。
- ※第1次試験の可否は、筆記試験（教養試験、論文試験）と体力試験により決定します。そのいずれかにおいて一定の合格点に達しないときは、他の成績にかかわらず不合格となります。

合格発表 7月下旬に合格者本人に通知するほか、合格者の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、インターネット上にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。

4 受験手続

受験申込については、郵送のほか、大阪市電子申請システムを利用してインターネットからも申込みができます。

(1) 郵送申込

申 込 方 法	【受付期間】 平成 18 年 5 月 16 日 (火) から平成 18 年 5 月 31 日 (水) まで 《5 月 31 日付け消印有効》
	【提出先】 大阪市消防局 総務部人事厚生課 〒550-8566 大阪市西区新町1丁目26番3号
	【必要書類】 ①申込用紙 (大阪市人事委員会所定のものに必要事項を記入すること) ②切手提出用台紙 (50 円切手を必ず貼ること) ①・②を角形 2 号封筒 (封筒の表に試験区分を朱書のこと) に入れて配達記録等の確実な方法により郵送してください。なお、普通郵便により郵送した場合の事故については責任を負いません。
	受験票は、受験資格等を審査のうえ、6 月 16 日 (金) までに到着するよう発送する予定です。 6 月 16 日 (金) までに受験票が届かない場合には、監査・人事制度事務総括局任用調査部 任用担当まで、必ずお問い合わせください。

(2) インターネット申込

申 込 方 法	【受付期間】 平成 18 年 5 月 16 日 (火) 午前 9 時 00 分から平成 18 年 5 月 23 日 (火) 午後 5 時 30 分まで 《5 月 23 日午後 5 時 30 分までの申込完了分まで有効》
	【アドレス】 大阪市ホームページ上の「ネットで行政サービス」手続きの総合案内→電子申請・ダウンロード ( <a href="http://www.city.osaka.jp/e-appli/index.html">http://www.city.osaka.jp/e-appli/index.html</a> ) 「手続きの総合案内」トップページ上の利用上の注意を読んだ後、 「手続きを探される方はこちらから」→「目的で選ぶ→採用試験」→「大阪市職員採用」の順にクリックして、受験される試験区分を選択のうえ、申請を行ってください。
	【利用環境】 インターネット申込をされた方には、大阪市電子申請システム上で受験票を交付します。この受験票を印刷するために、プリンタと Adobe Reader (無料) が必要になります。受験票を印刷できない方は、インターネット申込をご利用になれませんので、郵送でお申込みください。 ※受付開始日及び受付終了日以外は、24 時間いつでも申込みできますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
	受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDF ファイルで発行します。この PDF ファイルは、6 月 13 日 (火) ごろダウンロードできる状態になります。6 月 16 日 (金) までに受験票がダウンロードできない場合には、監査・人事制度事務総括局任用調査部 任用担当まで、必ずお問い合わせください。

- 申込みはひとつの試験区分に限り、また、同一区分においても複数回 (郵送申込を含む。) 申込みことはおやめください。なお、申込み後の試験区分の変更はできません。
- インターネット申込に関するお問い合わせは、大阪市監査・人事制度事務総括局任用調査部 任用担当までお願いいたします。

5 要綱・申込用紙の請求

配 布 所	監査・人事制度事務総括局任用調査部 任用担当 (市役所 4 階)、ハウ情報コーナー (市役所 1 階)、区役所区民情報コーナー、消防局、市内各消防署等
郵 送 で 請 求 合 する 場 合	封筒の表に試験区分を朱書し、角形 2 号の返信用封筒 (A 4 判のノートが入る大きさ・120 円切手 [連送の場合は 390 円切手] 貼付・郵便番号とあて先及び試験区分明記) を同封し、大阪市監査・人事制度事務総括局任用調査部 任用担当又は大阪市消防局総務部人事厚生課あて請求してください。

6 備 考

- ① 消防吏員は、採用後約 6 か月間全員消防学校 (全寮制) へ入校し研修を受けます。その後消防局・消防署等に配属され、消火・救助・救急等の警防業務、火災予防業務、その他防火指導等の消防業務全般に従事します。業務の内容によって、隔日勤務又は毎日勤務となります。なお、消防吏員 (女) については、現行の法律等により、警防業務の一部について従事制限を受ける場合があります。
- ② 消防吏員は、試験によって昇任 (消防士長・消防司令補) します。昇任試験の受験に必要な在職年数等は、採用時の試験区分により定まっています。
- ③ 大学卒以外の方を対象とした消防吏員 B の採用試験については 10 月 16 日に要綱発表の予定です。
- ④ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ⑤ 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ⑥ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(参 考)

平成 17 年度 職員 (大学卒程度 消防吏員 A) 採用試験実施状況

試 験 区 分	受 験 者 数		合 格 者 数
	(男) I	(女) I	
消 防 吏 員 A	658 人	24	15 人
	(男) II	374	1
	(女) II	26	16
			2

地方公務員法第16条 (抜粋)

- 1 成年被後見人又は被保佐人* (※準禁治産者を含む。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当)  
(平18.5.1 掲示済)

~~~~~   <b>大阪市人事委員会公告第12号</b>   情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等   大阪市人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年大阪市人事委員会規則第26号）第3条の規定により、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号）を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、適用日及び対象手続等を公告する。   平成18年 5 月 1 日   大阪市人事委員会 委員長 松 岡 博  <table><tr><th>根拠となる法令 又は条例等の名称</th><th>条 項</th><th>適用日</th><th>対象手続等</th></tr><tr><td>職員の任用に関する規則 (昭和49年大阪市人事委員会規則第4号)</td><td>第7条及びそれ に基づく採用試験要綱</td><td>平成18年 5月16日</td><td>受験申込手続</td></tr></table>  (監査・人事制度事務総括局任用調査部任用担当) (平18.5.1 揭示済)   達				根拠となる法令 又は条例等の名称	条 項	適用日	対象手続等	職員の任用に関する規則 (昭和49年大阪市人事委員会規則第4号)	第7条及びそれ に基づく採用試験要綱	平成18年 5月16日	受験申込手続
根拠となる法令 又は条例等の名称	条 項	適用日	対象手続等								
職員の任用に関する規則 (昭和49年大阪市人事委員会規則第4号)	第7条及びそれ に基づく採用試験要綱	平成18年 5月16日	受験申込手続								
達第18号 大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第6号）の一部を次のように改正する。 平成18年 4 月24日 大阪市長 關 淳 一 第3条第3項中「委員は」を「委員は、経営企画監」に改め、「市立大学事務局長」を削り、「計画調整局企画調整部長」を「計画調整局企画推進部長」に改める。 別表中「経営企画室経営企画担当課長」を「経営企画室総務担当課長、経営企画室経営企画担当課長」に、「市長室秘書部計理・室内調整担当課長、総務局行政部総務課長、総務局行政部文書課長」を「市長室総務担当課長、総務局行政部総務担当課長、総務局法務監察室法務担当課長」に、「財政局契約監理部管理課長、財政局契約監理部運営課長、計画調整局企画調整部企画調整課長」を「財政局契約監理部管財課長、財政局契約監理部財産活用推進担当課長、計画調整局企画推進部構造改革特区等担当課長」に、「ゆとりとみどり振興局総務部管理課長」を「ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課長」に、「水道局業務部管財担当課長、市立大学事務局企画整備課長」を「水道局総務部管財調達担当課長」に改める。 附 則											
この改正規程は、令達の日から施行する。 (財政局契約監理部管財課) (平18.4.24揭示済) ~~~~~ 達第19号 公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程を次のように制定する。 平成18年4月26日 大阪市長 關 淳 一 公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程 (目的) 第1条 この規程は、本市職員の公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制について必要な事項を定めることにより、本市におけるコンプライアンスを推進することを目的とする。 (定義) 第2条 この規程における用語の意義は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）の例による。 2 この規程において「コンプライアンス」とは、本市職員による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図ることにより、本市職員の公正な職務の執行を確保することをいう。 3 この規程において「内部統制」とは、公益通報及び不当要求行為に対する対応、内部監察その他の本市におけるコンプライアンスを推進するための措置を実施することを通じて、市政の運営を統制することをいう。 (最高内部統制責任者等) 第3条 内部統制の円滑な実施を図るため、本市に最高内部統制責任者（以下「最高責任者」という。）及び副最高内部統制責任者（以下「副最高責任者」という。）を置く。 2 最高責任者は市長をもって充て、副最高責任者は助役及び収入役をもって充てる。 3 最高責任者は、本市におけるコンプライアンスを総括する。 4 副最高責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときは、あらかじめ最高責任者の定める順位により、その職務を代行する。 (総括内部統制責任者) 第4条 本市における内部統制を総括するため、総括内部統制責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。 2 総括責任者は、総務局長をもって充てる。 3 総括責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて、次に掲げる事務を所管する。 (1) 本市における公益通報に対する対応の総括に関すること (2) 本市における不当要求行為に対する対応の総括に関すること (3) 本市における内部監察の総括に関すること (4) その他本市における内部統制に関する事務の総括に関すること (内部統制責任者等) 第5条 大阪事事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局、市会事務局、経営企画監の内部組織、危機管理室並びに区役所（以											

下「局等」という。)における内部統制の円滑な実施を図るため、局等に内部統制責任者及び副内部統制責任者を置く。 2 内部統制責任者は、局等の長（経営企画監の内部組織にあっては経営企画監、危機管理室にあっては危機管理監、教育委員会事務局にあっては教育長。以下同じ。）をもって充てる。 3 内部統制責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて、次に掲げる事務を所管する。 (1) 局等における公益通報に対する対応に関すること (2) 局等における不当要求行為に対する対応に関すること (3) 局等における内部監察の実施に関すること (4) 局等におけるコンプライアンスに関する研修の実施に関すること (5) その他局等における内部統制に関する事務の処理に関すること 4 副内部統制責任者は、局等の所属員のうちから内部統制責任者が指名する。 5 副内部統制責任者は、内部統制責任者を補佐し、内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときは、あらかじめ内部統制責任者の定める順位により、その職務を代行する。(分任内部統制責任者等) 第6条 内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、局等に分任内部統制責任者及び内部統制総括員を置く。 2 分任内部統制責任者局等の本部長及び部長（部長、部に相当する室及び事業所の長並びに担当部長をいう。）をもって充て、内部統制総括員は局等のコンプライアンスを所管する課長（課長、課に相当する室及び事業所の長、担当課長、主幹その他これらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）をもって充てる。 3 分任内部統制責任者は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、自らの所管事務に係る内部統制に関する事務を所管する。 4 内部統制総括員は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、次に掲げる事務を所管する。 (1) 局等における公益通報の受付に関すること (2) 局等における公益通報に対する対応の総合調整に関すること (3) 局等における不当要求行為に対する対応の総合調整に関すること (4) 局等における内部監察に関する事務の総合調整に関すること (5) その他局等における内部統制に関する事務の総合調整に関すること (内部統制員) 第7条 内部統制責任者及び分任内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、局等に内部統制員を置く。 2 内部統制員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の指揮監督の下にある課長をもって充てる。 3 内部統制員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の命を受けて、次に掲げる事務を所管する。 (1) 自らの所管事務に係る公益通報に対する対応に関すること (2) 自らの所管事務に係る不当要求行為に対する対応に関すること (3) 自らの所管事務に係る内部監察に関する事務の処理に関すること (4) その他自らの所管事務に係る内部統制に関する事務の処理に関すること (局等における内部統制の体制に関する特例) 第8条 内部統制責任者は、局等における内部統制の体制について	必要があると認めるときは、その必要の限度で、第5条（副内部統制責任者に係る部分に限る。）及び前2条の規定について別段の定めをすることができる。 (内部統制連絡会議) 第9条 局等相互間の内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図るため、大阪市内部統制連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。 2 連絡会議は、最高責任者、副最高責任者、総括責任者及び内部統制責任者で組織する。 3 連絡会議は、最高責任者が招集し、主宰する。 4 連絡会議は、議事に関係のある者のみを招集して行うことができる。 5 連絡会議に幹事を置き、内部統制総括員をもって充てる。 6 連絡会議の準備その他必要があるときは、幹事をもって幹事会議を行う。 7 連絡会議の庶務は、総務局において処理する。 (局等における内部統制に関する会議) 第10条 局等における内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図るため、局等に連絡会議に準じた会議を置く。 2 前項の規定により局等に置かれる会議の組織及び運営に関し必要な事項は、当該局等の内部統制責任者が定める。 (報告等) 第11条 最高責任者は、内部統制に関する状況等について必要があると認めるときは、内部統制責任者に対し、報告を求め、又は意見を述べるることができる。 2 最高責任者は、内部統制に関する状況等について、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第24条の規定による大阪市公正職務審査委員会に適宜報告しなければならない。この場合において、最高責任者は、必要があると認めるときは、同委員会に意見を求めることができる。 (施行の細目) 第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。 附 則 この規程は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成18年6月1日から施行する。 (総務局法務監察室) (平18.4.26揭示済)
--	---

市会議長決定

大阪市会情報公開条例施行規程(平成13年 9 月21日市会議長決定)
の一部を次のように改定する。

平成18年 4 月28日

大阪市会議長 高 野 伸 生

第 1 号様式から第12号様式までの様式中

「市会事務局 調査課 (情報公開担当)

電話番号 06-6208-8698

を、

「市会事務局 庶務課 (情報公開担当)

電話番号 06-6208-8674

に改める。

附 則

この改正規程は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

(市会事務局庶務課)

(平18. 4 .28揭示済)

